



文部科学省

令和4年2月7日
第1回個別最適な学びと協働的な
学びの一体的な充実に向けた学校
教育の在り方に関する特別部会
資料 7

高校の新学習指導要領スタートを契 機とするこれからの高校教育について

学習指導要領改訂の考え方



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るために
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われる事が課題になっており、
そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。



…共通必履修



…選択必履修

※ グレーの枠囲みは既存の科目

高等学校の教科・科目構成について

(各学科に共通する各教科及び総合的な探究の時間)

国語科

論理国語	文学国語
国語表現	古典探究

現代の国語
言語文化

地理歴史科

地理探究	日本史探究	世界史探究
地理総合	歴史総合	

地理総合
歴史総合

公民科

倫理	政治・経済
公共	

公共

数学科

数学Ⅲ	数学C
数学Ⅱ	数学B

科学と人間生活	物理基礎
生物基礎	地学基礎

数学 I	数学 A
------	------

理科

物理	化学	生物	地学
物理基礎	化学基礎	生物基礎	地学基礎

保健体育科

体育	保健
保健	

保健

芸術科

音楽Ⅱ・Ⅲ	美術Ⅱ・Ⅲ	工芸Ⅱ・Ⅲ	書道Ⅱ・Ⅲ
音楽 I	美術 I	工芸 I	書道 I

外国語科

英語コミュニケーションⅡ・Ⅲ （「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の統合型）	論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ （スピーチやプレゼンテーション、ディベート、ディスカッション等）
英語コミュニケーション I （「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の統合型）	

※英語力調査の結果やC E F R のレベル、高校生の多様な学習ニーズへの対応なども踏まえ検討。

家庭科

家庭基礎	家庭総合
家庭総合	

情報科

情報 II
情報 I

理数科

理数探究
理数探究基礎

総合的な探究の時間

総合的な探究の時間
総合的な探究の時間

※ 実社会・実生活から自ら見出した課題を探究することを通じて、自分のキャリア形成と関連付けながら、探究する能力を育むという在り方を明確化する。

高校の1人1台端末整備に向けた取組について

(1) 整備に向けた対応策

①高校端末の整備に向けた通知の発出

「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について」

(令和3年12月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

- ・高校の端末整備にあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等を通じた整備の加速を要請。

②文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージの発信

「高等学校における1人1台端末の環境整備について」（令和4年1月11日）

- ・高校の1人1台端末環境の重要性や早期整備に向けた促進についてのメッセージを発信。
(1月上旬に、整備途上自治体の知事等へ個別に整備促進を要請)



(2) 今後の方向性

- 令和4年度中に、すべての都道府県（政令指定都市含む）において、令和4年度1年生の1人1台環境整備が完了予定。
- 令和6年度までに、学年進行による整備を進める自治体も含め、全学年の1人1台環境整備が完了予定。

高等学校における1人1台端末の環境整備について（文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージ）

GIGAスクール構想の実現に向けて、これまで学校設置者、教職員や保護者の皆様など多くの関係者の多大なるご協力・ご支援を賜ったこともあり、小・中学校については、概ね1人1台端末の環境が整備されました。

今年度より、試行錯誤いただきながらも、全国の学校で個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた取組が始まっています。数々の視察を通じて現場の状況を拝見させていただき、この構想の重要性や構想を着実に推進していく重責を再認識いたしました。

本年4月からは高等学校において、新しい学習指導要領が年次進行で実施されるとともに、これまで自分専用の端末で学んできた中学3年生が、高等学校へ進学することになります。

新しい学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置付けるとともに、情報科における共通必履修科目「情報Ⅰ」においても、全ての生徒がプログラミング等について学習を開始することとなっております。

一方、多くの高校生が自身のスマートフォンを所有していることと思われますが、「情報Ⅰ」の指導内容や「大学入学共通テスト」への対応、大学進学後の学びや就職時に求められるスキルなどを考慮すると、それだけに頼る学びでは高校生に必要とされる資質・能力を身に付けるには不十分です。

また、今なお、新型コロナウイルス感染症への対策に予断を許さない状況が続いております。こうした中、高等学校においても1人1台端末の環境を1日も早く整備することは、高校生の学びを止めない、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現のためにも極めて重要です。

高等学校における端末整備については、昨年7月に実施した、GIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケートでも「自治体レベルで端末導入のばらつきがある状態を是正すべき。」などの御意見をいただいており、これも踏まえ、昨年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も含め、各都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組を促す」旨記載されたところです。現在、全ての都道府県において、1人1台端末の環境を整備するという方向と承知しておりますが、自治体が公費で整備したり、保護者にご購入いただく場合に負担軽減のための補助を行ったりするなど、その整備方針は様々です。

財源については、既に1人1台端末の環境整備に必要な経費の3分の1相当について地方財政措置が講じられていますが、その他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国費も活用し、公費整備に限らず保護者負担の軽減を検討されている事例もありますので、こうした事例を周知するなど、全国どの高等学校においても1人1台端末の環境が速やかに実現されるよう支援してまいります。

デジタル社会を生きる子供たちにとって、今やPC端末は、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。1人1台端末の環境による個別最適な学びと協働的な学びを全ての高校生に届けられるよう、今後とも、より一層のご協力・ご支援を心からお願い申し上げます。

令和4年（2022年）1月11日
文部科学大臣 末松 信介
デジタル大臣 牧島 かれん



新時代に対応した高等学校改革の推進

【中央教育審議会（新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ）での議論】

- 各高等学校のスクール・ミッションや実情等に応じ、国内外の高等教育機関、企業、経済団体、地方公共団体等の関係機関とも連携・協働することにより、学校外の教育資源を最大限活用した特色・魅力ある教育を行うことが必要。
- 各高等学校がそれぞれのスクール・ミッションに応じた特色化・魅力化に取り組むことを推進する観点から、各高等学校の取組を可視化し、情報発信を強化するため、「普通教育を主とする学科」の種類を弾力化することが必要。
- 新たな学科における学びを実現するためには、国及び設置者において、人的又は物的な資源を充実するために必要な措置を講ずることが求められる。また、新たな学科においては、地域社会や関係機関と高等学校とをつなぐコーディネート機能が必要であり、これを担う者を位置付けることが望まれる。その際、国及び設置者、地元自治体においては、こうしたコーディネート機能の充実に向けた適切な措置を講ずることが求められる。
- 経済団体等の産業界を核とし、地域の産官学が一体となって将来の地域産業界の在り方や高校段階での人材育成の在り方を検討するとともに、それらに基づく教育課程の開発・実践を行うことが必要。



よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む多様な各高校の特性を踏まえた『「高校版」社会に開かれた教育課程』の実現



国内外の産官学との連携・協働
WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 (WWL)
令和4年度予算額（案）2.3億円（前年度2.5億円）

普通科改革をはじめとする
高等学校の特色化・魅力化の推進
新時代に対応した高等学校改革推進事業
令和4年度予算額（案）2億円（新規）

企業・経済団体等との連携・協働、職業教育の充実
マイスター・ハイスクール
令和4年度予算額（案）2.5億円（前年度2.1億円）

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- 中教審答申等を踏まえ、
- ◆ 普通科改革等の高等学校改革として、学際領域学科や地域社会学科といった新学科の設置を検討している学校に対し、地域との協働を実現するためのコーディネーター配置等の支援を実施。
 - ◆ 遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施。

成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体・同期化し、デジタル人材育成の加速化をはじめとした、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材の育成を行う。
最新の産業教育施設・設備をフルに活用した指導実践モデルを創出・普及し、産業構造の変化に即応した実践的な指導力の向上を目指す。

上記予算事業等を通じて質の高い「新時代に対応した高等学校改革」を強力に推進

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の更なる質保証については、生徒の学びを保障する観点から解決すべき課題が多く、通信制課程における高等学校教育のこれから在り方等について検討を行う必要があることから、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議を設置

検討事項

- 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方について
 - (1) 通信制課程の教育方法や学習支援体制の在り方
 - (2) 設置認可基準・所轄庁の在り方
 - (3) その他

検討の背景

- 現在の通信制課程の教育制度は、勤労青少年を前提として、自宅等において「自学自習」に取り組むことを原則とした特例的な教育方法（添削指導、面接指導、試験、多様なメディアを利用した教育）を採用
- 一方、広域通信制高等学校の生徒の実態として、その3分の2は不登校経験のある16～18歳の未就業者が主であり、これらの生徒は、在籍する高等学校の本校所在地から遠距離にある都市部等に在住している場合が多く、週何日か定期的に登校して学校教員から対面の面接指導等による学習支援が必要な時に受けられるような環境にはないことなどから、「自学自習」の学習習慣を身に付けることが困難な傾向が強く、本制度が従来想定していた学ぶ意欲を強く持ちながらも就業のためにその機会が得られないといった生徒像とは大きく異なるため、近年「自学自習」が困難な生徒が大多数を占めている実態を踏まえた通信制課程の教育方法や学習支援体制等の在り方を検討することが必要
- また、近年、広域通信制高等学校の設置数が急激に増加しているが、一部の学校では多様な生徒の実態に対応した学校教育としての質保証が十分ではなく、不適切な学校運営や不十分な教育活動等の実態が見られるとともに、広域通信制高等学校が設置するいわゆる「サテライト施設」が所轄庁の自治体の圏域を超えて全国各地に多数設置されており、その設置認可等の在り方も大きな課題

委員

五十音順

- | 【氏名】 | 【職名】 |
|---------|----------------------------|
| ・青木 栄一 | 東北大学教授 |
| ・吾妻 俊治 | 東海大学付属望星高等学校長 |
| ・荒瀬 克己 | 独立行政法人教職員支援機構理事長 |
| ・岩本 悠 | 一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事 |
| ・大河原 遼平 | TMI総合法律事務所弁護士 |
| ・篠原 朋子 | NHK学園高等学校長 |
| ・時乗 洋昭 | 山手学院中学校・高等学校長 |
| ・原口 瑞 | 神奈川県立横浜修悠館高等学校長 |
| ・日永 龍彦 | 山梨大学大学教育センター教授 |
| ・光富 祥 | 太平洋学園高等学校長 |
| ・村松 洋子 | 島根県立宍道高等学校長 |
| ・森田 裕介 | 早稲田大学人間科学学術院教授 |

(計12名)



高校の新学習指導要領スタートを契機とするこれからの高校教育について

参考資料



言語能力の確実な育成

- ・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成(国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめること など)の充実(総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視(数学、理科)するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実(理科)などの充実により学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実(数学)
- ・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設(理数)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実(国語「言語文化」「文学国語」「古典探求」)
- ・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色(地理歴史)、我が国の先人の取組や知恵(公民)、武道の充実(保健体育)、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実(家庭)⁸



道徳教育の充実

- ・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定(総則)
- ・公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記(総則)

外国語教育の充実

- ・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目(「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」)や、発信力の強化に特化した科目を新設(「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」)
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成

職業教育の充実

- ・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成(総則)、職業人に求められる倫理観に関する指導(職業教育に関する各専門教科)
- ・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善
- ・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」(工業)、「観光ビジネス」(商業)、「総合調理実習」(専門家庭)、「情報セキュリティ」(専門情報)、「メディアとサービス」(専門情報)を新設
※職業教育の充実に当たっては、必要な施設・設備の計画的な整備を促していく。



その他の重要事項

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・必要な資質・能力を身に付けるため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記(総則)

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察(公民)、主体的なホームルーム活動、生徒会活動(特別活動)
- ・財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、職業選択、起業、雇用と労働問題、仕事と生活の調和と労働保護立法、金融を通した経済活動の活性化、国連における持続可能な開発のための取組(公民)
- ・多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み(公民、家庭)
- ・世界の自然災害や防災対策(地理歴史)、防災と安全・安心な社会の実現(公民)、安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫(家庭)
- ・高齢者の尊厳と介護についての理解(認知症含む)、生活支援に関する技能(家庭)
- ・オリンピックやパラリンピック等の国際大会は、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること、共生社会の実現にも寄与していることなど、スポーツの意義や役割の理解(保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(総則、特別活動)
- ・我が国の領土等国土に関する指導の充実(地理歴史、公民)



その他の重要事項

○情報教育(プログラミング教育を含む)

- ・情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク(情報セキュリティを含む。)やデータベース(データ活用)の基礎等の内容を必修化(情報)
- ・データサイエンス等に関する内容を大幅に充実(情報)
- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(総則)

○子供たちの発達の支援

(キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- ・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを明記(総則)
- ・通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(総則、各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある生徒への配慮や不登校の生徒への教育課程について新たに規定(総則)

公立高校における端末の整備状況について（令和4年度当初見込み）

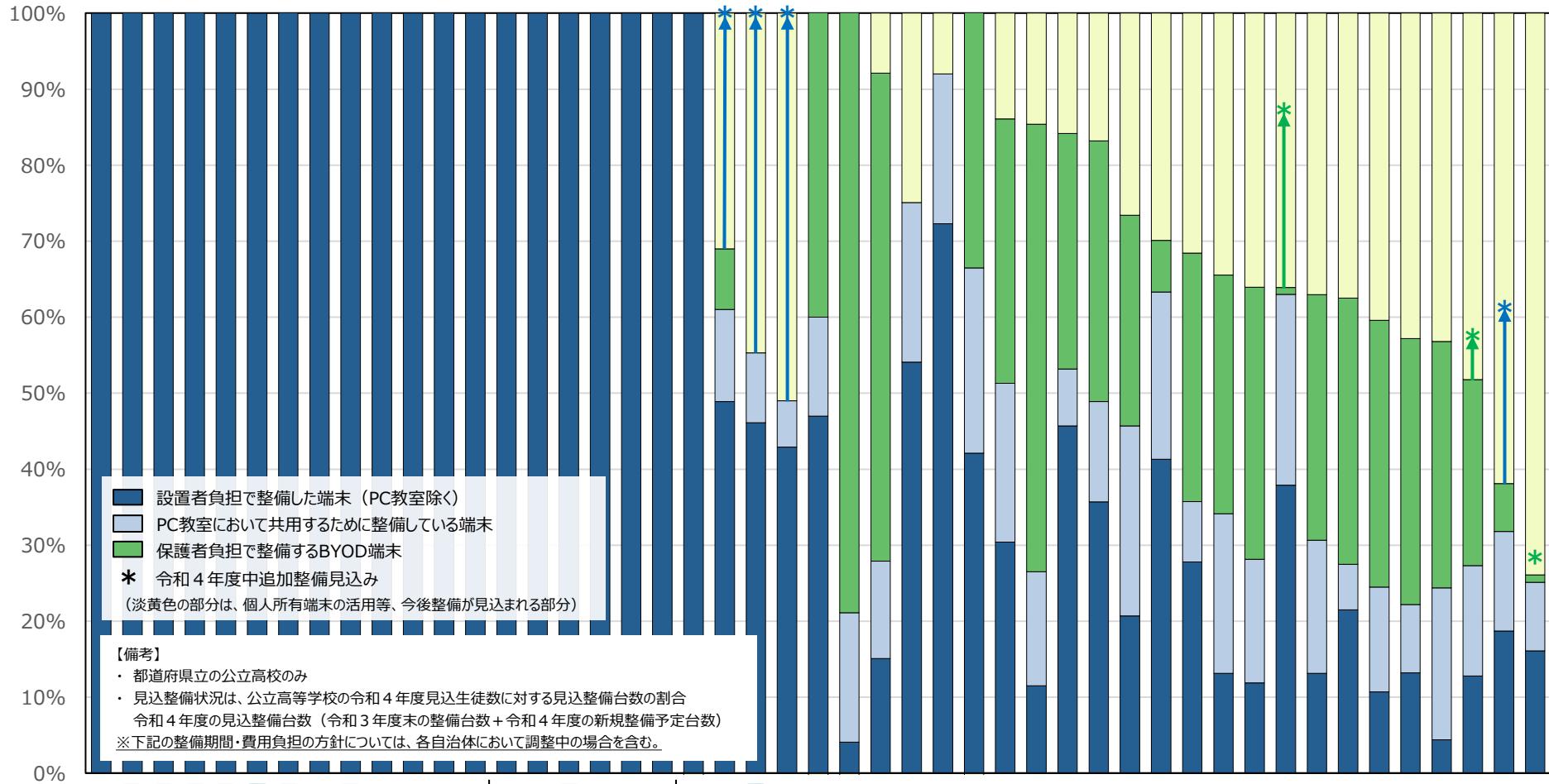
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
都道府県名	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	
高等学校	学校数	192	54	71	69	43	42	79	93	60	59	139	121	187	137	83	39	43	25
	生徒数	73,909	22,492	22,090	37,144	18,248	18,315	35,815	52,566	35,278	33,046	103,611	89,454	128,123	115,116	38,275	20,106	18,890	14,555
	公費整備台数 (PC教室除く)	15,281	22,492	15,980	15,353	18,248	17,418	4,253	7,911	35,278	33,825	13,242	14,399	27,543	31,992	38,275	20,562	18,890	14,787
	PC教室分台数	18,461	0	4,340	8,169	2,850	0	5,819	6,748	0	4,676	15,073	7,998	7,739	9,130	4,616	2,499	0	0
	BYOD端末台数	20,499	0	0	2,524	0	0	12,830	33,745	0	0	25,398	920	44,805	37,597	0	0	0	0
	合計台数	54,241	22,492	20,320	26,046	21,098	17,418	22,902	48,404	35,278	38,501	53,713	23,317	80,087	78,719	42,891	23,061	18,890	14,787
	台数/人(%)	73.4%	100.0%	92.0%	70.1%	100.0%	95.1%	63.9%	92.1%	100.0%	100.0%	51.8%	26.1%	62.5%	68.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
都道府県名	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	
高等学校	学校数	27	82	63	110	147	57	46	48	170	135	33	32	24	36	51	81	57	28
	生徒数	14,931	42,682	38,292	55,131	112,652	33,712	29,034	32,907	110,253	84,950	21,805	18,605	11,175	14,068	32,006	40,259	20,872	15,387
	公費整備台数 (PC教室除く)	5,325	20,045	38,292	10,322	51,969	14,185	3,103	4,351	110,253	38,854	967	18,605	1,469	1,850	3,673	1,640	23,000	15,387
	PC教室分台数	1,967	5,577	0	7,215	10,353	8,243	4,030	2,967	0	6,344	4,358	3,312	2,343	2,460	4,815	6,829	2,481	0
	BYOD端末台数	5,124	24,026	0	3,450	0	11,650	10,187	11,536	0	26,320	7,068	0	3,507	4,540	18,844	34,446	0	0
	合計台数	12,416	49,648	38,292	20,987	62,322	34,078	17,320	18,854	110,253	71,518	12,393	21,917	7,319	8,850	27,332	42,915	25,481	15,387
	台数/人(%)	83.2%	100.0%	100.0%	38.1%	55.3%	100.0%	59.7%	57.3%	100.0%	84.2%	56.8%	100.0%	65.5%	62.9%	85.4%	100.0%	100.0%	100.0%
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47								
都道府県名	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県								
高等学校	学校数	29	53	36	94	36	56	50	40	36	61	66							
	生徒数	17,379	24,608	10,909	65,565	16,946	24,054	25,861	20,188	20,993	23,622	41,886							
	公費整備台数 (PC教室除く)	8,502	24,608	10,909	28,125	18,080	23,186	27,871	20,188	6,327	12,776	15,876							
	PC教室分台数	2,113	0	0	4,032	0	0	789	3,851	4,378	4,967	10,502							
	BYOD端末台数	1,398	0	0	0	0	0	0	0	7,299	0	385							
	合計台数	12,013	24,608	10,909	32,157	18,080	23,186	28,660	24,039	18,004	17,743	26,763							
	台数/人(%)	69.1%	100.0%	100.0%	49.0%	100.0%	96.4%	100.0%	100.0%	85.8%	75.1%	63.9%							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
指定都市名	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	
高等学校	学校数	7	4	3	2	9	9	2	2	1	14	11	2	8	1	7	1	4	2
	生徒数	6,400	2,826	2,881	1,908	7,864	4,304	1,117	1,735	1,142	12,006	5,175	760	5,825	442	6,658	596	3,695	1,622
	公費整備台数 (PC教室除く)	340	1,050	184	0	610	1,610	1,117	84	45	714	160	720	810	30	500	596	3,695	1,622
	PC教室分台数	804	691	218	267	1,887	1,546	169	282	46	1,957	1,378	180	1,711	64	831	0	0	0
	BYOD端末台数	1,660	0	2,250	1,908	970	2,057	0	560	0	2,480	3,583	0	1,943	160	4,471	0	0	0
	合計台数	2,804	1,741	2,652	2,175	3,467	5,213	1,286	926	91	5,151	5,121	900	4,464	254	5,802	596	3,695	1,622
	台数/人(%)	43.8%	61.6%	92.1%	100.0%	44.1%	100.0%	100.0%	53.4%	8.0%	42.9%	99.0%	100.0%	76.6%	57.5%	87.1%	100.0%	100.0%	100.0%

※都道府県・指定都市立の公立学校のみ。BYOD (Bring Your Own Device) は、家庭から自己の端末を持ち込むことを表す。

※PC教室の台数を含めると100%を超える自治体がある。また、100%に満たない自治体であっても、令和4年度中に追加整備を予定している自治体がある。

公立高校における端末の整備状況（見込み）について（都道府県別）

(令和4年度見込み)



【備考】

- ・都道府県立の公立高校のみ
- ・見込整備状況は、公立高等学校の令和4年度見込生徒数に対する見込整備台数の割合
令和4年度の見込整備台数（令和3年度末の整備台数 + 令和4年度の新規整備予定台数）
※下記の整備期間・費用負担の方針については、各自治体において調整中の場合を含む。

費用負担

設置者負担を原則
24自治体

保護者負担を原則
23自治体

整備期間

R 3.12月末時点整備済み
13自治体

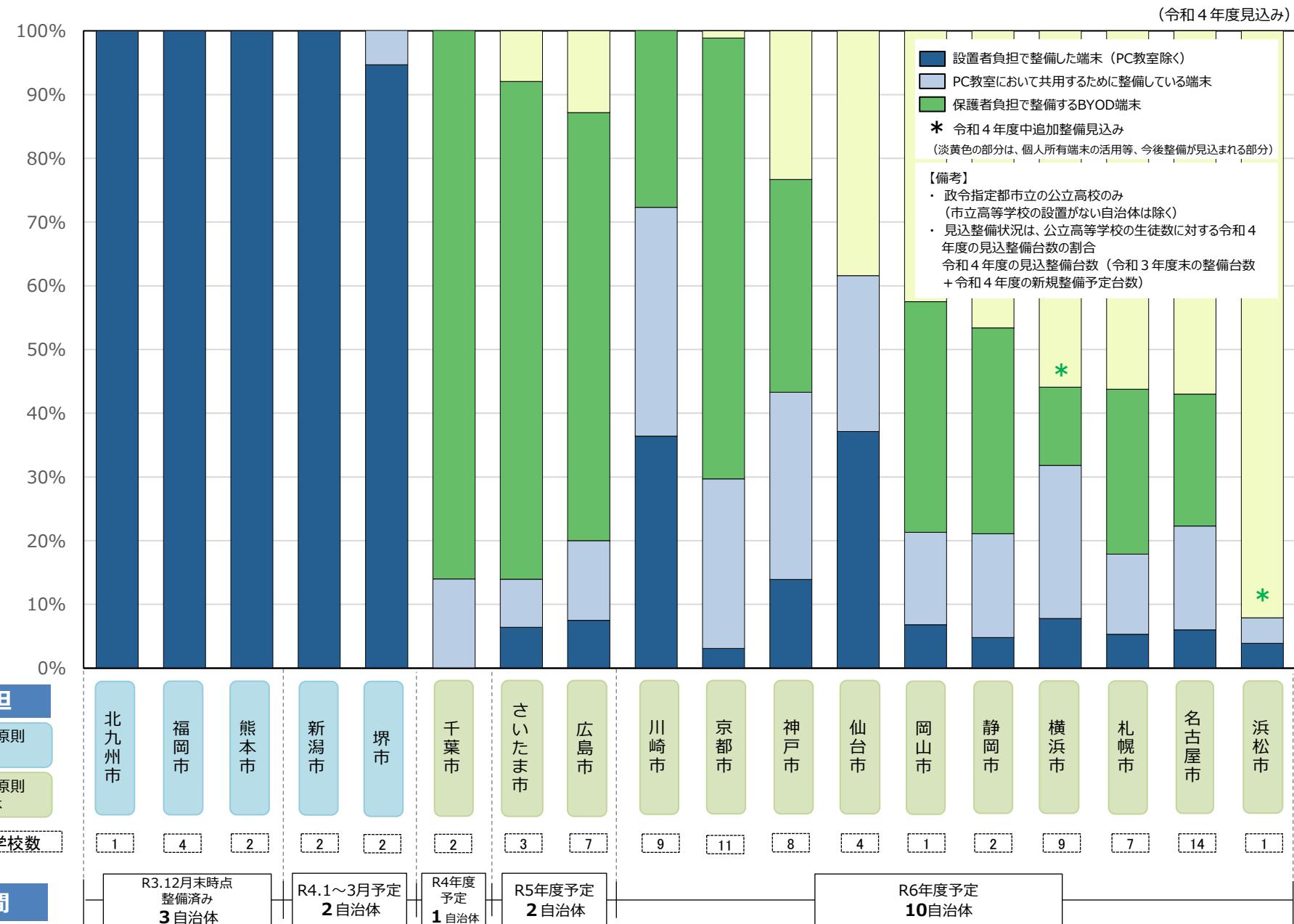
R 4.1～3月予定
6自治体

R 4年度予定
5自治体

R 5年度予定
3自治体

R 6年度予定
20自治体

公立高校における端末の整備状況（見込み）について（政令指定都市別）



高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進

GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について

(令和3年12月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

【概要】

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第1項等に基づき、令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「高等学校段階の1人1台端末については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も含め、各都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組を促す」とされたところです。

また、高等学校については、令和4年度入学生から、新学習指導要領が年次進行で実施されます。新学習指導要領においては、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置付けるとともに、情報科における共通必履修科目「情報Ⅰ」においても、全ての生徒がプログラミング、情報セキュリティを含むネットワーク、データベースの基礎等について学習を開始することとなっております。

これらを踏まえても、高等学校段階においても1人1台の学習者用コンピュータ端末（以下単に「端末」という。）環境を早急に整備することが必要です。

各学校設置者におかれては、これも踏まえつつ、義務教育段階で学んだ児童生徒が高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、下記の事項にも御留意いただきつつ、関係部局等と緊密に連携し、保護者や地域等の十分な理解を得ながら、高等学校段階における端末の整備について万全を期するよう重ねてお願いいたします。

記

1. 令和3年度補正予算（第1号）の成立に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る令和3年度実施計画の第5回提出等については、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進室事務連絡において、各地方公共団体宛てに周知されており、1人1台端末が整備途上の場合、公費で端末を調達する場合に限らず、保護者への負担軽減策を講じる場合等においても同交付金の活用が可能となっているので、活用する場合は、実施計画の提出期限を厳守するなど事務手続きに遺漏なきよう留意すること。
2. 個人の端末の持ち込みにより高等学校の1人1台端末環境を整備する地方公共団体の中には、経済的困窮等の理由で端末を準備できない家庭に対し、端末の購入費の補助や立替等を行っている事例がある。このような取組については、文部科学省としても今後情報提供を行う予定であるので参考とすること。
3. 端末を整備する費用の負担軽減を図るため、文部科学省としては、関係省庁と連携しつつ、関係事業者等と意見交換等を実施しているところであり、今後、有用なサービス等が提供される場合は、隨時情報提供を行う予定であること。

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化 【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。
(a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
(b) 教育課程の編成及び実施に関する方針
(c) 入学者の受け入れに関する方針

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。
（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ 普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、2単位以上を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - （a）学際領域に関する学科については大学等との連携協力体制を整備するものとする。
 - （b）地域社会に関する学科については地域の行政機関等との連携協力体制を整備するものとする。
 - （c）上記2学科は、関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

（※）令和4年4月1日から施行予定

高等学校通信教育の質保証【高等学校通信教育規程等の一部改正、通知事項】

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

- ・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

- ・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面向的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクリーニングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

- ・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参考して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

- ・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

- ・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

多様な学習ニーズへの対応【学校教育法施行規則、高等学校単位制教育規程等の一部改正】

◆ 学校間連携制度の対象拡大

- ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ 少年院の矯正教育の単位認定

- ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行予定

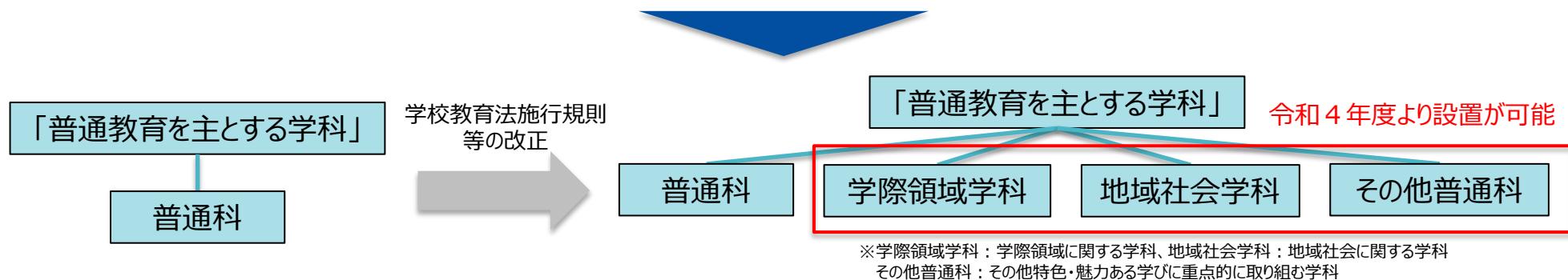
◆ 単位制課程における教育課程の情報の公表

- ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定 17

「普通教育を主とする学科」の弾力化－普通科改革の意義・概要

- 普通科には高校生の約7割が在籍する一方で、生徒の能力・適正や興味・関心等を踏まえた学びの実現に課題があるとの指摘もなされており、「普通」の名称から一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすいところ、普通科においても、生徒や地域の実情に応じた特色・魅力ある教育を実現する。
- 普通科において特色・魅力ある教育を行うにあたって、従来の文系・理系の類型分けを普遍的なものとして位置付けるのではなく、総合的な探究の時間を軸として、生徒が社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための多様な分野の学びに接することができるようとする。



学際領域学科

現代的な諸課題のうち、SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴う諸課題に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

地域社会学科

現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域社会が抱える諸課題に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

その他普通科

その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

「普通教育を主とする学科」の弾力化－新学科の要件

- (1) 各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、2単位以上を全ての生徒に履修させること
- (2) 学際領域学科においては、大学等の連携協力体制を整備すること
- (3) 地域社会学科においては、地域の行政機関等との連携協力体制を整備すること
- (4) 学際領域学科及び地域社会学科においては、関係機関等との連携を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めること

新たな学科において考えられる学校設定科目の例

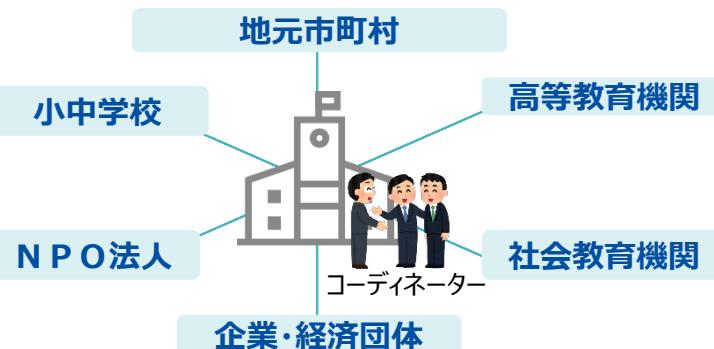
社会科学研究	社会科学的な考え方を用いて現在の経済活動を読み解き、現代社会の特質や課題について認識を深め、社会課題の解決策を提案
クリティカルシンキング	文脈の中で抽象語を理解し、複数の立場から論じられている文章の読解等を通して、多面的・総合的に考える能力や自分の考えを適切に表現する能力を育成
グローバル探究	データに基づく論理的思考や調査手法等の研究手法を学ぶとともに、グローバルな社会課題についてSDGsの達成に向けた研究活動を実施
地域学	フィールドワーク等を通して、地域の現状・歴史を知り、地域の課題やニーズを把握。収集した情報を整理・活用し、課題を明確化し、行政・地域・福祉施設等との協議を通して、具体的な解決策を提案。こうした学習の課程においてコミュニケーション能力や交渉力を育成

連携協力体制

<学際領域学科の例>



<地域社会学科の例>

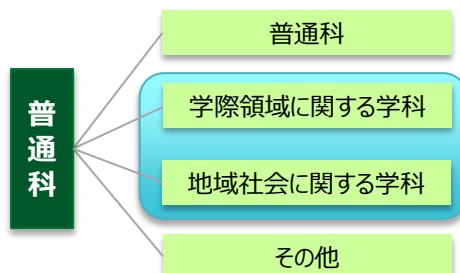


令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を実現するため、令和4年度から設置が可能となる学際領域学科及び地域社会学科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

事業内容

①普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となる学際領域学科及び地域社会学科を設置する予定の高等学校等に対し、設置にあたって義務化されている関係機関等との連携協力体制の整備や、配置が努力義務化されているコーディネーターの配置など、新学科設置の取組を推進する。



②創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成の推進のため、遠隔・オンライン教育や質が確保された通信教育を活用した新たな方法による学びを実現する。具体的には、(1)Society 5.0に対応する先端的な学び、(2)自分のペースでの学習に着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



③高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等とをつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的効果的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象校種

国公私立の高等学校

委託先

民間団体等（予定）

箇所数
単価
補助率

①24校 5,600千円／1校
②8校 6,000千円／1校
③1団体 20,000千円／1団体

委託
対象経費

①新学科の設置に必要な経費
②新たな教育方法を用いた学びに必要な経費
③プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費

コーディネーター業務の概要（1）

コーディネーターを配置することによって、「学校と地域の関係性が深まる」「学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる」「各地域の特色を活かした教育活動が見られるようになる」といった成果や効果が見られる。

